

東海第二原発の再稼働及び運転期間延長を認めないことを求める意見書

東京電力福島第一原発事故から7年が過ぎたが、福島県では今でも5万人近くの人々が避難生活を余儀なくされている。

このような中、東海第二原発は本年11月27日に40年の運転期限を迎える。

東海第二原発の運営主体である日本原子力発電株式会社は、原子力規制委員会に対し、再稼働及び運転期間延長の申請を行っており、現在審査中である。

東海第二原発再稼働に関しては、次の重大な危険性がある。

第1に、東海第二原発の30km圏内に約98万人が居住し、50km圏内には約144万人が暮らしている中で、もし原発事故が起きた場合、一斉に避難することは不可能である。

第2に、房総半島沖に長さ160kmと300km以上の巨大な活断層が存在することが判明し、専門家からは、地震でできた崖は大地震を何度も繰り返してきた可能性が高いとの指摘がされている。

第3に、東海第二原発から成田市までの直線距離は約80kmであるが、被災は必ずしも距離のみではなく、地形、爆発事故後の風向きにも密接に関係する。原発事故が起これば、日本の空の表玄関である成田空港の運用や本市の観光産業にも、重大な影響をもたらす危険がある。また、福島第一原発事故の放射能の影響により、千葉県農水産物の輸出制限はいまだ解除されていない。東海第二原発の事故が起これば、農水産業に大きな被害をもたらし、成田市が進める市場の輸出拠点化計画も極めて難しい事態となる。

以上の理由から、下記項目を強く要望する。

記

- 1 住民の理解のない東海第二原発の再稼働及び運転期間延長については認めないこと。
- 2 原子力に依存しないエネルギーの利用への転換を図るため、再生可能エネルギーの供給、利用を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月3日

千葉県成田市議会